

改正案の概要

1. 概要

銀行の信用保証子会社の業務範囲については、グループ内の銀行が供与する事業性ローンに対する保証を禁止しているところであるが、合併、会社の分割等により当該業務に属する契約にかかる権利義務が生ずることとなったときは、これらの契約のうち、期限の定めのある保証契約については期限満了まで、期限の定めのない保証契約については権利義務が生じた日から1年以内は保証業務の継続をすることができることとする。

2. 実施時期

改正の日より適用する。